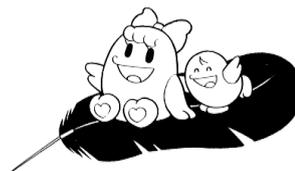


## 令和5年度 赤い羽根共同募金運動

■運動強調期間：10月1日～10月31日

■令和5年度目標額：6,866,000円



### 赤い羽根共同募金とは

☆共同募金は計画募金です

共同募金は、運動を開始する前に翌年度の事業計画を立ててから目標額を決めます。「来年はこのような事業にこれだけのお金が必要」ということを明確にしたうえで募金を集める計画募金です。

### 共同募金の使い道

☆皆さまからの募金は、令和6年度の下記事業のために役立てられます。

#### 【児童・青少年福祉活動】

##### ○学校への福祉教育助成金に…691,000円

町内各学校のJRC活動・福祉活動を推進し協力、福祉意識の高揚「思いやりといたわりの心」の醸成を図ることを目的として、町内の小中高等学校へ福祉活動助成金を交付します。

##### ○地域子育て支援事業に…129,000円

若い世代への子育て支援を行い、つながりのある地域社会づくりをします。

#### 【社会参加・ボランティア活動育成】

##### ○ボランティアセンター運営に…488,000円

研修等を開催し、住民のボランティア意識を高めるとともに災害時の地域での支援活動を支える人材を育成します。

##### ○福祉団体の助成に…300,000円

福祉団体等へ公募により助成金を配分し、団体の活動を支援し活性化を図ります。

## 【生活支援事業】

### ○除排雪活動に…241,000円

単身老人世帯を対象に学校・地域住民・町内企業団体等の関係機関の協力のもと除排雪活動を行い、高齢者が住み慣れた地域において安心して冬の暮らしができるように支援します。

### ○ネットワーク活動の推進に…780,000円

近隣住民、関係者等の見守り・支援により“一人の不幸も見逃さない運動”を推進。地域に暮らす単身老人世帯、高齢者世帯等を見守りながら自立した生活を支援します。また、認知症SOSおたすけネットワークシステムやフードドライブにより地域ぐるみで支え合う見守り活動を展開します。

### ○移送サービスに…366,000円

福祉車両でなければ移動できない方へ移送車両を貸出し、移動の支援をします。

## 【総合的な福祉活動】

### ○総合相談事業に…463,000円

生活上の心配ごとや困りごと等、相談員が親身になって相談に対応します。

法律上の問題は顧問弁護士を紹介します。(初回のみ30分無料)

### ○まめだ屋活用事業に…640,000円

誰もが気軽に立ち寄れることができる地域の交流拠点として、空き店舗を活用した「まめだ屋」を設置し、生きがいつくり・健康づくりを推進します。また、NPO 法人と連携し若者の居場所づくりを支援します。

### ○社会福祉大会に…760,000円

住民が主体的に支えあう地域づくりを推進し、共に生きる福祉のまちづくりをめざして社会福祉大会を開催します。

### ○福祉座談会に…45,000円

地域の問題・課題等について話し合い、地域における生活課題の把握に努めるとともに社会福祉活動への協力、周知を図ります。

### ○トータルケア推進事業に…117,000円

地域における生活福祉課題について、解決手段や生活支援サービス活動を検討し地域の福祉力を高め『福祉で地域づくり』に取り組みます。

また、「おたすけマン事業」により日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いし、お互い様の支援活動の推進や住民参加による居場所づくりの支え合い活動を支援します。

### ○広報活動の推進事業に…509,000円

社協に対する住民の理解や参加を促進するために、「福祉だより」や「ホームページ」により社協活動やボランティア活動、福祉サービス等福祉情報を発信します。

### **【秋田県共同募金会助成事業】**

### ○秋田県全体の地域福祉を推進するための活動に…1,337,000円

秋田県共同募金会へ配分され、秋田県全体で使われるお金です。県内で火災などの災害が発生した際の見舞金や県内施設への福祉車両等の整備、募金資材（羽根やチラシ）や啓発活動の費用などに充てられます。

### **その他**

- ・共同募金の寄附には、税制上の優遇措置があります。  
＜個人の寄附＞  
所得税及び住民税に係る寄附金控除の対象となっています。
- ・所得税に係る寄附金控除額  
寄附金額（年間所得の40％を限度とする額）－2千円
- ・住民税に係る寄附金税額控除額  
{寄附金額（年間所得の30％を限度とする額）－2千円} × 10％

\*詳しくは、事務局へご相談ください。

